

令和3年4月1日施行版(概要版)

1 基本報酬の引き上げについて

令和3年度報酬改定に伴い、基本報酬の変更を行います。

【訪問介護相当サービス】

(1) 第1号訪問事業 訪問介護相当サービスの基本報酬

区分	現行	改定後
事業対象者、要支援1・2(週1回程度利用)	1,172単位/月	<u>1,176単位/月</u>
事業対象者、要支援1・2(週2回程度利用)	2,342単位/月	<u>2,349単位/月</u>
事業対象者、要支援2(週2回を超える利用)	3,715単位/月	<u>3,727単位/月</u>

【通所介護相当サービス】

(2) 第1号通所事業 通所介護相当サービスの基本報酬

区分	現行	改定後
事業対象者、要支援1(週1回程度利用)	1,655単位/月	<u>1,672単位/月</u>
事業対象者、要支援2(週2回程度利用)	3,393単位/月	<u>3,428単位/月</u>

【通所型サービスA】

(3) 通所型サービスAの基本報酬

区分	単位数
事業対象者、要支援1(週1回程度利用)	<u>1,338単位/月</u>
要支援2(週2回程度利用)	<u>2,742単位/月</u>
事業対象者、要支援1(週1回程度利用)	<u>307単位/回</u>
要支援2(週2回程度利用)	<u>316単位/回</u>

※1回単位については、令和3年10月から導入します。

【介護予防ケアマネジメント】

(4) 介護予防ケアマネジメントの基本報酬

区分	現行	改定後
介護予防ケアマネジメント	431単位/月	<u>438単位/月</u>
介護予防ケアマネジメント・初回	731単位/月	<u>738単位/月</u>
介護予防ケアマネジメント・連携	731単位/月	<u>738単位/月</u>
介護予防ケアマネジメント・初回・連携	1,031単位/月	<u>1,038単位/月</u>

2 加算について

【共通】

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応

区分	加算率
新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数×1/1,000

【訪問介護相当サービス】

(2) 第1号訪問事業 訪問介護相当サービスの主な加算

区分	改定後
初回加算	200単位/月
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位/月
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位/月

【通所介護相当サービス】

(3) 第1号通所事業 通所介護相当サービスの主な加算

区分	改定後
生活機能向上グループ活動加算	100単位
運動器機能向上加算	225単位
若年性認知症利用者受入加算	240単位
栄養アセスメント加算	50 単位
栄養改善加算	200 単位
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位
選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	480 単位
選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	700 単位
事業所評価加算	120 単位
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 通所型独自サービス1	88 単位
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 通所型独自サービス2	176 単位
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 通所型独自サービス1	72 単位
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 通所型独自サービス2	144 単位
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 通所型独自サービス1	24 単位

サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 通所型独自サービス2	48 単位
生活機能向上連携加算(Ⅰ) ※運動器機能向上加算を算定していない場合	100 単位
生活機能向上連携加算(Ⅱ) ※運動器機能向上加算を算定していない場合	200 単位
生活機能向上連携加算(Ⅲ) ※運動器機能向上加算を算定している場合	100 単位
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20 単位
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5 単位
科学的介護連携推進体制加算	40 単位

3 契約書・重要事項説明書・運営規程の変更について

令和3年4月1日からの報酬改定において、基本報酬等が変更になることから、契約書や運営規程、重要事項説明書について変更をお願いします。

【変更届の提出について】

今回の単価改定に伴う変更につきましては、変更届の必要はありません。

ただし、利用者や家族に対しては文書で説明し、同意書(任意様式)で確認してください。また、説明に用いた資料やその記録、同意書については必ず保管してください。

なお、事業所によっては、事業所と利用者や家族の双方の確認方法を再契約により行うのであれば、これを妨げるものではありません。

※後の苦情などに繋がらないよう、懇切・丁寧なご説明を心掛けられますようお願い致します。

4 サービスコード表とマスタ(CSV)について

- ・記載している単価表は概要版ですので、詳細は別紙サービスコード表でご確認ください。
- ・マスタ(CSV)に関しては、改正内容を反映し、4月中に恵庭市ホームページへ掲載してお知らせいたします。

5 加算の届出様式について

令和3年4月から算定を開始する加算等の届出については、4月1日以降で調整中ですので、加算の算定要件や告示等をご確認の上、提出に向けてご準備の程よろしくお願いたします。

なお、新様式(介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書と一覧表)になったことに伴い、届出内容や取得していた加算の一覧表の番号(※「サービス提供体制強化加算など」)が変更になった場合は、改めて、届出が必要となりますのでご注意ください。

恵庭市介護福祉課 指導担当

TEL:0123-33-3131(内線1225、1226)

MAIL: kaigofukushi@city.eniwa.hokkaido.jp